

引っ越しするときの各種手続き

皆さんの大切な個人情報を守り、虚偽の届け出や不正な証明書類の取得を防止するため、窓口に来られた人の本人確認をしています。手続きの際は運転免許証・健康保険証などの本人確認書類を必ずお持ちください。
 代理人が手続きをするときは委任状が必要となる場合がありますので、各担当課へお問い合わせください。

市外へ転出するときの主な手続き

必要な手続き	内 容	必要なもの	場 所	お問い合わせ
転 出 届	転出前に届け出をしてください。転出証明書をお渡します	・印鑑 ・本人確認書類	市民課、支所・出張所（河中・泊出張所は取り次ぎのみ）	市民課 ☎948-6337 ☎934-1801
国民健康保険加入者	転出届の際に届け出をしてください（保険料の精算があります）	・国民健康保険証	市民課（母子家庭医療を除く）、支所・出張所（河中・泊出張所は取り次ぎのみ）、国保・年金課、高齢福祉課	国保・年金課 （国保）☎948-6363 （年金）☎948-6387 ☎934-2631
（市外へ転出する学生の場合）	転出届の際に届け出をしてください（学生用の健康保険証を交付します）	・印鑑 ・在学証明書（新入生は合格通知書と授業料納付済書） ・国民健康保険証		高齢福祉課 ☎948-6370 ☎934-1763
各医療費受給者（国保高齢者・乳幼児・重度心身障害者・母子家庭）	転出届の際に受給者証を返却してください。転入する市町村により制度や必要書類が異なりますので、事前に転入先にお問い合わせください			子育て支援課（乳幼児・母子家庭） ☎948-6888 ☎934-1814
後期高齢者医療	転出届の際（県外への転出）に、被保険者証を返却してください	・後期高齢者医療保険者証		障害福祉課（重度心身障害者） ☎948-6936 ☎932-7553
介護保険被保険者	転出届の際に、被保険者証を返却してください	・介護保険被保険者証	市民課、介護保険課、北条・中島支所（そのほかの支所は被保険者証の返却のみ）	介護保険課 ☎948-6856 ☎934-0815
要介護認定を受けている人	「介護保険受給者資格証明書」をお渡します			
国民年金加入者	手続きの必要はありません（転入先で手続きしてください）			
公的年金を受けている人	転入先で、「住所（支払機関）変更届」を各支払者（国民・厚生・船員年金は年金事務所）へ提出してください			
児童手当を受けている人（公務員を除く）	転出届の際に消滅届を提出してください	・印鑑	市民課、子育て支援課、支所・出口出張所	子育て支援課 ☎948-6354 ☎934-1814
小・中学生（市立）がいる人	転出届の際にお渡しする「転校通知書」を在学している学校へ提出し、転校先へ転校用書類を提出してください		市民課、支所・出口出張所	（教）学校教育課 ☎948-6870 ☎934-1815
125cc以下のバイク（松山ナンバー）を持っている人	転出前に廃車手続きをしてください。郵送でも取り扱います	場合によって異なりますので、お問い合わせください	市民税課、北条・中島支所（そのほかの支所は、廃車申告の取り次ぎのみ）	市民税課 ☎948-6302 ☎934-1802
犬を飼っている人	転入先で登録の変更手続きをしてください	・印鑑 ・松山市の鑑札	転入先の担当課	生活衛生課 ☎911-1862 ☎923-6627
上 水 道	料金の精算がありますので、転出の3日前までに電話で届け出をしてください （株）ジェネッツ松山営業所 ☎915-0311 ☎913-1332 （企）水道サービス課 ☎998-9800 ☎948-0727 北条地区：（株）ジェネッツ北条事務所 ☎911-7731 ☎911-7737 中島地区：（企）中島分室 ☎997-0610 ☎997-0406			
下 水 道	井戸水・簡易水道を使用している場合は、転出（一部転出を含む）前に電話などで使用中止または世帯人数変更の届け出をしてください			

市内間で転居するときの主な手続き

必要な手続き	内 容	必要なもの	場 所	お問い合わせ
転 居 届	転居した日から14日以内に届け出をしてください（転居前にはできません）	・印鑑 ・本人確認書類	市民課、支所・出張所（河中・泊出張所は取り次ぎのみ）	市民課 ☎948-6337 ☎934-1801
国民健康保険加入者	転居届の際に、健康保険証の住所変更をしてください	・印鑑 ・国民健康保険証	市民課、支所・出張所、国保・年金課	国保・年金課 ☎948-6363 ☎934-2631
各医療費受給者（国保高齢者・乳幼児・重度心身障害者・母子家庭）	転居届の際に、受給者証の住所変更をしてください	・印鑑 ・健康保険証 ・受給者証	市民課（母子家庭医療を除く）、支所・出張所（河中・泊出張所は取り次ぎのみ）、国保・年金課	
国民年金加入者	手続きの必要はありません			
公的年金を受けている人	「住所（支払機関）変更届」（市民課、支所、出口出張所、国保・年金課にあります）を各支払者（国民・厚生・船員年金は年金事務所）へ提出してください			
小・中学生（市立）がいる人	転居届の際にお渡しする「転校通知書」を在学している学校へ提出し、転校先へ転校用書類を提出してください		市民課、支所・出口出張所	（教）学校教育課 ☎948-6870 ☎934-1815
犬を飼っている人	登録の住所変更をしてください	・印鑑 ・鑑札	生活衛生課、支所・出口出張所・河中出張所・泊出張所	生活衛生課 ☎911-1862 ☎923-6627
上 水 道	転居する3日前までに電話で届け出をし（料金の精算があります）、転居先では玄関先に取り付けてある水道使用届（はがき）を郵送するか電話で届け出をしてください （株）ジェネッツ松山営業所 ☎915-0311 ☎913-1332 （企）水道サービス課 ☎998-9800 ☎948-0727 北条地区：（株）ジェネッツ北条事務所 ☎911-7731 ☎911-7737 中島地区：（企）中島分室 ☎997-0610 ☎997-0406			
下 水 道	井戸水・簡易水道を使用している場合や転居先で井戸水・簡易水道を使用する場合は、転居（一部転居を含む）前に電話などで届け出をしてください			

お問い合わせは、市民課 ☎948 6337・☎934 1801へ



市役所本館1階の市民課（総合窓口センター）

取扱業務の一例
 届出受付▼住民異動届・戸籍届・印鑑登録・国民健康保険・医療助成・国民年金・児童手当・市立小中学校の転校など

【開始日】4月1日
 ※引越しシーズンとなる3月27日（土）、4月3日（土）も実施します
 【利用時間の拡大】毎週木曜日（祝・休日、年末年始（12月29日～1月3日）を除く）19時まで▼毎月第2土曜日8時30分～17時まで
 【場所】市役所本館1階市民課（総合窓口センター）
 ※本館正面入口からお入りください

本市では「やさしくて便利な窓口づくり」を目指して、1つの窓口でさまざまな手続きができるワンストップサービスを市民課（総合窓口センター）で実施しています。さらなる窓口サービスの充実を目指し、4月1日から開設時間を拡大します。平日の日に、仕事などで来庁できない人は、ぜひご利用ください。

市民課（総合窓口センター） 利用時間を拡大します

利用時間の拡大日

日	月	火	水	木	金	土
						3/27
28	29	30	31	4/1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	

※●印の日に実施しています

【注意】戸籍届（婚姻・出生・死亡など）については、ほかの市町村への確認作業が必要になることから仮受け付けの扱いになるため、関連する手続きが完了しない場合もあります。また市民課（総合窓口センター）以外の窓口は開設していませんので受け付けできない手続きがあるほか、各種税金などの支払いもできませんので、ご了承ください。



戸籍届や住民異動届などの業務を時間を拡大して受け付けます